

別紙

令和 7 年 7 月 1 日付けで提出がありました球磨村長 松谷浩一氏個人からの回答について、質問をさせていただきます。なお、お答えいただくご回答は、請願書への対応プロセスとして議会と共有させていただきます。村執行部、課長会でそれぞれ協議されたうえで、7 月 11 日までに別個にご回答をいただきたくお願いいたします。

質問書

①回答 1 に「私個人で依頼している弁護士を通して問題解決を図りたい」とありますが、どの所属の何というお名前の弁護士なのでしょうか。

また、弁護士と村長との間で個人的に代理人契約を結ばれているのでしょうか。それは私費による契約でしょうか、公費による契約でしょうか。村長個人のどのような問題に対応されるのでしょうか。お答えください。また、村課長会の皆さまはこのことをご存じなのでしょうか。

②当法人は現在、村議会に「法人解散の支払いに関する請願書」を提出し仲裁をいただいております。当法人としては弁護士を立てず法的な争議の場に持ち込まずに、書面上のやり取りや公式の協議の場を設けて、議会をとおして問題解決を図る姿勢であります。この点をどうかご理解いただきたくお願いいたします。村長および村課長会として、それぞれのお考えをお示しください。

③今回は村からの正式な回答ではないとしながらも、村として回答すべきことを村長個人が記されています。今回の抗議書・質問書に対して、課長会で話し合わせ、村としての正式な回答をお願いいたします。それが叶わない場合は、村長、課長会としてそれぞれお考えをお示しください。

④回答の末尾に「村からの質問への回答は致しかねますが、法人の清算にあたり村としても相談に応じる考えはございます」とあります。すでに、本年 3 月 28 日付けで「法人の解散・清算に関する依頼書」を理事の連名で、「公開質問状」とともに村あてに提出しております。決して村長個人だけにあてた依頼書ではございません。さきの依頼書や公開質問状について、いまだに正式な村からの回答はございません。3 月 28 日付けの依頼書や公開質問状について、課長会では協議がなされたのでしょうか。もし、なされていないのであれば、あらためて課長会で話し合わせ、依頼書や公開質問状への正式な村としてのご回答をお届けください。

⑤今回は村からの正式な回答ではなく、村長個人からの回答になっています。 当法人としては「村の責任イコール村長の責任」「村長の責任イコール村の責任」として村長と村の双方に文書による回答を求めています。村長を公人(公の代表)として見なして文書を発信しております。回答 1 にあるように、なにゆえに、村長と村を切り離して文書を送付せねばならないのか、その理由と根拠をお答えください。

村長としても課長会としても同じ考えなのか知りたく存じます。それぞれのお考えをお示しください。もし、文書を 2 通発信せねばならないなら「宛先・宛名」をどう記すかをお示しください。

⑥回答 2 において、「貴法人が村に責任があると主張するのであれば、まずは貴法人において、その内容と法的根拠を整理してお示しいただく必要がございます」とし、「村としましては、それらが明確に整理されていないため回答いたしかねます」とも記されております。本文の内容は課長会においても話合われ合意がなされた「村としての」見解なののでしょうか。課長会としての独自の見解とともに、村としての公式な見解をお示しください。

⑦回答 2 にあるような「村の責任部分の内容を明確にし、その法的根拠を具体的にお示しください」とは、あまりに不誠実な回答と言わざるを得ません。村として村長として 10 項目のひとつひとつについて、こういう根拠で責任がない、こういう点で責任があるかもしれないとして、村や村長が理由や根拠を示されるべきではないでしょうか。

3 月 28 日付けの公開質問状において、当法人は「責任の所在をあきらかにしたい」として質問に答えてくれるよう依頼していますし、質問の理由と根拠も記しています。村としての正式な回答がなされることによって、問題点や協議の課題がはっきりし、禍根を残さずに問題解決が図れると考えてのことです。

そこでお伺いします。できましたら、役場課長会に当法人の関係者や議員等を出席させていただき、問題解決に向けた協議をさせていただけないでしょうか。それが不可能ならば、公式な課長会ではなく、課長・係長職の別個の集まりを別途設けていただき協議をお願いいたします。役場の課長・係長等の皆様さまにも、「一社問題」への仲介・仲裁をお願いする次第です。課長会としての独自の見解とともに、村としての公式な見解をお示しください。

以上